

質 問 回 答

2021年1月25日

「(案件名:チュニジア国ガベス県高度下水処理施設整備計画準備調査(QCBS) 」
 (公示日:2021年1月6日/公示番号:20a00867) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P18 第2章 特記仕様書案 5.実施方針及び留意事項 (11)(12)	総合評価落札方式の検討のため、先行するカンボジアの2件を参考とするよう記述があるが、これらの情報(入札評価項目や評価方法、入札図書作成参考資料など)は受注後に貸与頂けるという理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。JICA 関係部署と協議のうえ、業務上必要と認められる資料を貸与します。
2	P31 第2章 特記仕様書案 7.成果品等	入札図書作成参考資料は成果品の中に含まれていませんが、成果品として提出する必要はないという事でしょうか。それとも、準備調査報告書に含めるという理解でしょうか。	準備調査報告書とは切り分けて報告書として提出してください。提出時期や内容については、契約後に協議とします。 従って、p31 7.成果品等を以下の通り修正いたします。 (修正前) (10) 免税情報シート ↓ (修正後) (10) 免税情報シート (11) 入札図書作成参考資料: 和文3部
3	P38 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件 (3)	「報告書リーガルチェック」とは、調査団が作成した準備調査報告書のチェックを現地法人にチェックしてもらおうということでしょうか。それとも、p30 6. (34)で記述されている入札図書作成参考資料の策定に必要な主要項目についての弁護士によるリーガルチェックと同じことを意味しているのでしょうか。また、事業権無償案件を実施するにあたり、現地の法律や制度・規則等について、より精度を高めるために	p30 6. (34)に記載の通り、入札図書作成参考資料の策定に必要な主要項目についてチュニジア国内法との整合を確認する意図であり、準備調査報告書全体のリーガルチェックを求めるものではありません。また、現地の法律や制度・規則等の情報収集調査のための再委託の追加は可とします。その場合は、別見積としてください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		現地再委託による情報収集調査の追加は可能でしょうか。またその場合、別見積りとして良いでしょうか。	
以上、1月19日回答分			
4	P18 第2章 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (8)指標の検討	本項で説明のある受益者(住民)に係る指標の情報を得るため社会調査が必要と思いますが、社会調査を再委託で行い、別見積りで計上してよろしいでしょうか？	受益者に係る指標の情報取得のための社会調査については、現時点では統計資料等による確認を想定していますが、応札者が本業務の目的を達成するうえで再委託による調査が必要と考える場合は、プロポーザルにおいて再委託の内容とその理由を説明のうえ、別見積で計上することを認めます。ただし再委託の可否については協議のうえ最終決定します。
5	P33 第2章 特記仕様書案 (別紙1) 2.調査項目 (2)地質調査	想定される調査内容の表の中で、試掘調査の目的として「高度下水処理施設及びその周辺の地質並びに配水管敷設ルート of 既存埋設物の確認」と記載がありますが、「高度下水処理施設及びその周辺の地質」は地質調査の目的で、試掘調査としては「配水管敷設ルート of 既存埋設物の確認」と解して宜しいでしょうか。	高度下水処理施設及びその周辺においても必要に応じて埋設物の確認を行うことを想定しています。試掘調査の目的を以下の通りに修正します。「高度下水処理施設及びその周辺並びに配水管敷設ルート of 既存埋設物の確認」
6	P36 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (2)業務の実施方針等 1)業務実施の基本方針 P40 5. 見積書作成にかかる留意事項 (2)	「現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。」とありますが、これに必要な経費は別見積りで計上してよろしいでしょうか。	本案件においては、ご提案されるプロポーザルに記載されている業務の内、現地渡航できない場合に国内で実施可能なものを提案いただくものとなります。この場合、現地業務(人月等)を国内業務に振り替える整理となりますので、別見積もりで計上いただくものではございません。
7	P40 5.見積書作成に係る留意事項	貴機構2020年12月4日付JICA(OU)第12-04029号「コンサルタント等契約における現地渡航再開にあたっての	2021年9月末までの業務実施に必要と想定されるコロナ対策関連費用については、別見積もりにて計上ください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	(2), 2)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの	経費の取扱いについて」に記載がございます PCR 検査関連費用、コロナ対策関連費用、一時隔離関連経費、海外旅行保険の一部費用については、仮に2021年9月末までの特例となっておりますが、プロポーザル作成案件においては、業務期間全体分を別見積(安全対策経費)に計上する必要がございますでしょうか。それとも契約後の打合簿での処理を前提として、見積計上は不要でしょうか。	

以 上